

業 務 等 回 答 書

提出日：令和5年6月30日

発注機関名	農政部農村振興課	公 告 日	令和5年6月20日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和5年度農村型地域運営組織（農村RMO）伴走支援事業委託業務		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容	<p>1) 業務仕様書5（1）にある農村RMOコーディネーターは受託者（社員・職員）を想定しているのか。または、委託等による学識経験者を想定しているのか。</p> <p>2) 業務仕様書5（2）アにある話し合いの場等への各集落への呼びかけは地域の将来ビジョン策定を考えると地区事務局担当者が行うべきだと考えるが、委託者はそのサポート役になるイメージでいいのか。</p> <p>3) 業務仕様書5（3）イのシンポジウムや県内4ブロック程度を対象とした事例発表はいずれかでよいのか。もしくは、シンポジウム1回+ブロック事例発表研修会4回を行わないといけないのか。</p> <p>4) 上記に関連して、会場は庁内会議室や地域振興局の会議室を使用することができるのか</p> <p>5) 業務仕様書5（4）及び（5）における受託者の旅費について、見積に含まれるのか。同行回数が分かれば、見積もることが可能です。</p> <p>6) 業務仕様書5（4）における視察研修地区はどの程度を想定しているか。</p>		

<p>回 答</p>	<p>1) 受託者を想定しています。ただし、必要に応じて業務仕様書第2の目的を達成するため、学識経験者などの第三者へ委託することも可能です。その場合、事業の大部分を第三者へ委託することはできないので、ご注意ください。（実施公告第6関係）</p> <p>2) 各集落への呼びかけ等については、地域協議会事務局等が行うよう助言していただいても構いませんが、話し合いの場づくりには農村RMOコーディネーターが主体的に関わっていただきたいと考えています。</p> <p>3) 業務仕様書5（3）イについては、シンポジウムまたはブロック毎の研修会のいずれかを開催してください。ただし、ブロック毎の研修会の場合は、県内全域を網羅できる参集エリア、開催回数のご設定をお願いします。なお、費用上限額の範囲内で両方実施することも可能です。</p> <p>4) 可能です。希望される場合は農村振興課にご相談ください。</p> <p>5) 含まれます。</p> <p>6) すでに農村RMOの形成が概ね完了しており、当県においてこれから農村RMO形成を目指す地域協議会の取り組みの参考となりうる地域が望ましいと考えます。開催回数や参集人数については、費用上限額の範囲内でご提案ください。</p>
------------	--

業 務 等 回 答 書

提出日：令和5年6月30日

発注機関名	農政部農村振興課	公 告 日	令和5年6月20日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和5年度農村型地域運営組織（農村RMO）伴走支援事業委託業務		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容	<p>1) 支援対象3地区の概要と現在の状況（体制づくりや将来ビジョンの策定状況）を教えてください。</p> <p>2) 当事業の来年度以降は、どのようになる見通しでしょうか？</p> <p>3) 仕様書の5の（3）のアにある「農村RMO推進意向の市町村」は、どの程度の市町村数を見込んでいるのでしょうか？</p> <p>4) 将来ビジョンで策定する「農地保全構想」と、「人・農地プラン」など既存計画との関係はどのように考えるべきでしょうか？</p> <p>5) 「生活支援」にあたっては市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとの連携も必要だと考えますが、農業関係機関以外との連携にあたってコーディネーターが担う役割をどのように考えるべきでしょうか？</p> <p>6) 仕様書の5の（3）のイの研修会の「開催」と、（4）の視察研修の「開催」にかかる経費（講師謝金や会場費、交通費、資料印刷代など）も委託費用の中に含まれるのでしょうか？</p> <p>7) 関係機関との連携で「連携推進会議等」の開催は、年度内の開催回数や時期などの予定がありますでしょうか？</p>		

<p>回 答</p>	<p>1) 支援対象の3地域は令和4年度以降に地域協議会を設立または設立に向けた活動を開始しています。現在、体制構築や実証的な活動に取り組み始めており、うち2地域では将来ビジョンが策定されています。</p> <p>2) 今年度の事業の成果を踏まえ、来年度以降の事業について検討していく予定です。</p> <p>3) 10~20の市町村数を見込んでいます。</p> <p>4) 令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、すべての市町村は令和6年度末までに、人・農地プランに代わる「地域計画」を策定することとなりました。今後、地域計画策定に向けた地域の協議の場が設けられますので、地域協議会構成員にも積極的にご参加いただき、農地保全構想の内容を地域計画にも反映していくことが望ましいと考えます。</p> <p>5) 持続的な農村 RMO を形成するには、地域協議会が自発的に連携体制を構築していくことが重要です。そのため、コーディネーターには、地域協議会の構成員や事務局に対して関係機関との連携の必要性を示し、連携体制構築の促進、連携活動を円滑に進めるためのサポート役割を担ってほしいと考えています。</p> <p>6) 含まれます。</p> <p>7) 現段階で決まっている予定はありませんが、同行は3回程度と想定しています。</p>
------------	--